公平・公正な認定調査

（認定調査適正化の取組）

名古屋市では、認定調査を委託している市内の事業所や介護支援専門員を対象として、認定調査適正化事業を行っております。

これは、国の調査ルールに従って行われる認定調査の正確性を高めることにより、要介護認定の公平・中立性を確保することを目的としています。



◎認定調査の委託

1　更新認定調査委託除外事業所の選定

半年（4～9 月、10～3 月）ごとに選定し、事前に対象事業所に通知します。

除外区分①：認定調査センターへ委託する事業所

除外区分②：担当ケアマネジャーが所属する事業所以外の事業所等へ委託する事業所

事業所	自事業所利用者の調査委託先	他事業所利用者・サービス未利用者の調査委託
除外区分①の事業所	認定調査センター	**認定事務センターより調査依頼があった場合は、貴事業所利用者の更新申請件数分程度は、断らずお受けくださいますようお願いいたします。**
除外区分②の事業所	自事業所以外の居宅介護支援事業所または契約認定調査員	

2　自事業所でケアプランを作成していない被保険者の更新認定調査の委託

除外事業所に該当しない場合も、ケアプランを作成していない被保険者（他事業所の利用者やサービス未利用者）の認定調査を依頼させていただきますので、受託いただきますようお願いします。

◎「認定調査スキルアップちらし」

調査依頼時に同封しております。

審査判定に重要な認定調査のポイントを、月ごとにテーマを変えてお届けします。

バックナンバーは、NAGOYA かいごネットからご覧いただけます。

（事業者向けトップページの「認定調査」＞「認定調査の適正化」）

介護保険課要介護認定担当